

特定非営利活動法人首都圏定期借地借家権推進機構のご案内

特定非営利活動法人首都圏定期借地借家権推進機構
理事長 勝木 雅治

当機構は、故稲本洋之助前会長(東京大学名誉教授)が発起人となり、平成14年4月に設立しました。平成15年10月10日特定非営利活動法人の認可を東京都より受け、平成15年11月4日に法人設立の登記を完了しております。

当機構の設立の趣旨は次の三つです。

- ① 定期借地・定期借家権に関連した業務に携わる事業者には情報交換の場を提供すること
- ② 定期借地・定期借家権の普及のため、教育活動を実施すること
- ③ 定期借地・定期借家権の市場動向の実態調査を実施すること

具体的な事業活動としましては、次のようなものがあります。

1. 広く会員間の交流を図り、定期借地権を利用した事業に関する有益な情報交換の機会を提供するために情報交流会を開催しております。
2. 「定期借地権の日」記念大会を毎年10月に開催しております。
国土交通省土地・建設産業局、一般財団法人首都圏不燃建築公社、独立行政法人住宅金融支援機構、新宿区、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会、社団法人千葉県宅地建物取引業協会、社団法人茨城県宅地建物取引業協会、社団法人全日本不動産協会総本部などの皆様から後援、ご協力をいただいております。
3. 定期借地・定期借家権による土地・建物の有効利用の手法をマスターしていただくため、定借プランナー・セミナー及び定借アドバイザー・セミナーを定期的実施しております。
4. シンポジウム、勉強会を機会あるごとに開催しております。
5. 会員等の相談会を開催するほか、借地、借家問題に関する質問事項に対し専門家が回答し、アドバイスをしております。
6. 定期借地権の市場動向に関する実態調査を実施しております。

《会員のメリット》

- 定期借地・定期借家権に対するアドバイスや指導が得られます。
特に実務に関しては資産活用のご相談に対し、専門家の適切なアドバイスが得られます。
事業化の実践について、専門家および会員企業からのサポートが得られます。
- 最新の定期借地・定期借家権に関する情報が得られます。
- 定期借地・定期借家権の活用事例調査を実施・分析しておりますので、その調査分析レポートが得られます。
- 当機構主催の研修セミナー等へ優先参加と参加費の割引があります。

E-メール: info@teisyaku.jp Fax: 03-6753-4712 TEL: 03-6356-7941
〒111-0032 東京都台東区浅草6丁目40-1 ミカドビル202号室

令和3年12月11日

参加者の皆様へ

特定非営利活動法人
首都圏定期借地借家権推進機構

令和3年度第3回定借プランナー®資格認定講座 について

<連絡事項>

○アンケートは、お手数でも講座終了後、受付へご提出をお願いいたします。

<本日の講座>

- | | | | |
|---|--------|-------|-------------|
| ① オリエンテーション | 専務理事 | 渡辺 貢 | 10:25~10:30 |
| ② 講義Ⅰ「定期借地・定期借家の法律実務」 | 弁護士 | 吉田 修平 | 10:30~12:00 |
| —昼休み— | | | |
| ③ 講義Ⅱ「定期借地権及び借地権の税務」 | 税理士 | 平川 茂 | 13:00~14:10 |
| ④ 講義Ⅲ「定期借家契約の実務上のポイント」「定期借地を活用した施工事例」
定借プランナー®・定借アドバイザー® | | 本田 和之 | 14:20~15:30 |
| ⑤ 講義Ⅳ「ポストコロナでの定借の活用」 | 不動産鑑定士 | 勝木 雅治 | 15:40~16:50 |
| ⑥ 閉講のあいさつ | 理事長 | 勝木 雅治 | 16:50~17:00 |